



家屋に対する

固定資産税・都市計画税のあらまし

この度は家屋調査にご協力いただき、ありがとうございました。
今後の流れについては、以下のようになっております。

現地調査

建物の間取り・仕上げ・資材の量などを現地調査します。

建築資材・施工量などを把握するため、工事見積書や設計図、建築確認申請書を
確認させていただきます。

固定資産の 評価額

国(総務大臣)が定めた「固定資産評価基準」に基づいて算出されます。

3年に1度、「評価替え」が行われます。

※実際の建築価格や購入価格とは異なります。

年税額

固定資産税 評価額 × 1.4 %

都市計画税 評価額 × 0.3 %

※市街化調整区域・都市計画区域外については、都市計画税の課税はありません。

納税義務者

毎年1月1日現在における

家屋の所有者が、固定資産税(家屋)の納税義務者になります。

通知書の送付 と納期限

毎年4月に納税通知書を発送いたします。

年4回(4月・7月・12月・2月)に分けて納めていただきます。

新築住宅に 対する固定 資産税の減額

新築住宅について、次の要件に**該当する場合は**、

120㎡までの固定資産税が、新築後3年度分または5年度分、**1/2**に減額されます。

例 木造2階建 延床面積150㎡ の住宅の場合

120㎡までの固定資産税が新築後3年度分1/2に減額されます。

120㎡を超える分(残り30㎡)は減額されません。

●面積等の要件

専用住宅

住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下。なお、店舗・事務所などと住宅を併用している場合は、住宅部分が延床面積の1/2以上であることが必要です。

二世帯住宅

建築業者などのいう二世帯住宅とは異なります。
アパートのように、各世帯ごとに玄関・台所・便所があり、構造上も利用上も独立している場合には、各世帯ごとに面積要件を判定します。

共同住宅

アパート等で賃貸の用に供する建物で、独立して区画された部分の床面積が40㎡以上280㎡以下

●減額される期間

- ① 3階建以上で、建築基準法でいう耐火構造または準耐火構造もしくは準耐火性能を有する住宅・・・新築後5年度分
- ② 一般の住宅(①以外の住宅)・・・新築後3年度分

→次項へ

口座振替の お知らせ

納税には便利な口座振替をご利用いただけます。

【申し込み】①納税通知書 ②通帳 ③届出印

をご持参のうえ、取り扱い金融機関の窓口へお申し込みください。

【口座振替についてのお問い合わせ】

静岡市役所静岡庁舎新館3階 納税課 納税推進係 Tel 054-221-1031

固定資産の 異動

以下のような場合には固定資産税課又は清水市税事務所へご連絡ください。

- 家屋を取り壊したとき ●固定資産の所有者を変更したとき(未登記家屋)
- 固定資産の所有者が死亡したとき(未登記家屋) ●家屋の用途変更があったとき
- 市外にお住まいの固定資産の所有者が住所変更したとき

固定資産の(価格等)縦覧帳簿の縦覧、課税台帳の閲覧ができます

●固定資産の価格の縦覧

縦覧内容

家屋・・・ 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年月日
(土地・・・ 所在、地番、地目、地積、価格)

縦覧期間

毎年4月1日から第1期納期限までの午前8時30分から午後5時15分まで
(土日、祝日は除く)

縦覧できる人

固定資産税の納税者

※同一世帯の親族(市内に住所のある人のみ。なお、同居の親族であっても世帯分離している場合は委任状が必要です。)、納税管理人、納税者から委任を受けた人を含みます。

持ち物及び 本人確認方法

- ①1点持参で本人確認できる書類(運転免許証・パスポート・写真付住基カード・身体障害者手帳等、官公署が発行した写真付の免許証等の書類)
- ②2点持参で本人確認または1点持参の場合は口頭により確認する書類(健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・国民年金手帳・年金証書・写真なし住基カード・学生証・納税通知書等)

●固定資産課税台帳の閲覧制度

固定資産税課税台帳のうち自己の所有する資産について、記載内容を確認できます。

また、借地人・借家人も使用・収益の対象となる資産の記載内容を確認できます。

(詳しくは市役所ホームページまたは4月発行の広報しずおか『静岡気分』をご覧ください。)

審査の申出

固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、文書をもって静岡市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

【審査申出期間】 固定資産課税台帳に価格等のすべてを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3箇月となります。

ご不明な点は

固定資産税課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡市役所 静岡庁舎 新館2階)
(葵区資産分) 家屋第1係 直通(054)221-1047 FAX(054)221-1113
(駿河区資産分) 家屋第2係 直通(054)221-1547 FAX(054)221-1113

清水市税事務所

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号(静岡市役所 清水庁舎2階)
家屋係 直通(054)354-2082・2083 FAX(054)354-3212

担当者